

2025年2月7日

苫小牧市長
金澤 俊 様

連合北海道胆振地域協議会

会 長 日西 和広

連合北海道苫小牧地区連合

会 長 南部谷 康史

雇用対策および会計年度任用等の処遇改善 共生社会実現などに関する要請書

日頃より地域産業の発展と雇用確保・創出、住民福祉の向上のため、日夜、御奮闘されていることに対し、心より敬意を表します。

さて、昨年は連合全体で33年ぶりの5%台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまり、個人消費は低迷しています。それは、物価高が勤労者家計を圧迫してきたことに加え、適切な価格転嫁・適正取引が進んでいない中小企業および産業があるなど、この流れが十分に波及していないことも要因の一つとして挙げられます。また、賃上げと適切な価格転嫁・適正取引のすそ野が広がらなければ、デフレに後戻りする懸念すら危惧されます。

一方、道内の有効求人倍率は0.99倍（11月）と前年同月を0.05ポイント下回っているものの、多くの産業で人手不足といわれており、新規求人の46.9%は正社員求人以外となるなど、雇用内容は有期・短時間等の割合が引き続き高い水準のままです。

私たちは、将来を担う新卒者就職支援の取り組みにも力を入れています。道内の来春卒業予定の高校生、11月末現在の求人数は、17,976人と前年同期に比べ0.9%減（47人減少）となっており、求人倍率3.67倍、就職内定率80.0%（前年同期1.4ポイント上昇）と高水準で推移していますが、若年層および労働力人口の減少が他県より早く進む本道では、道内企業はもちろんのこと、特に地場企業への就職促進を強めていく必要があります。

昨年4月からは残業時間上限規制が猶予されていた4業種においても適用となるなど、同一労働同一賃金などと併せ、労働関係法令の遵守徹底、働きがいを感じる職場環境作りも急務の課題です。さらに、公共サービスを担う直接雇用の非正規職員や地方自治体の仕事を担う民間労働者においても同様です。

有期・短時間・派遣等労働者は不安定な雇用状態に置かれており、年収200万以下の就労者も多く、これらの雇用形態で生計を立てている労働者は、フルタイムで働いても多くの人々は貧困という状態から抜け出すことが困難な状況に立たされています。地方自治体は率先して不安定雇用労働者や働く貧困層を解消すべきです。

これらの解決のためには、国・地方自治体の連携、地方自治体と経済・産業関係団体や労働関係団体等との連携による積極的な取り組みが極めて重要です。

つきましては、貴市におかれましては、以下の課題に全力をあげられますよう要請します。

記

1. 地域における雇用対策

(1) 若年者の早期離職防止

- ① 新卒者を含む若年者と地場中小企業とのマッチングの強化に力を注ぐこと。
- ② 道内の高卒3年以内の離職率は45.3(前年43.9)%と全国の38.4%より高く、従業員数が少ないほど離職率が高い傾向になっています。再就職に失敗してしまうと自己否定に繋がり、社会との接点が途絶えてしまう懸念もされます。企業に対し「ユースエール認定」への推進、職場定着の取り組みとして、インターンシップ受け入れ企業の拡充などを通じた離職防止について、産学官連携した取り組みを行うこと。

(2) 就職氷河期世代対策および雇用維持

- ① 就職氷河期世代の中には正社員になりたくてもなれない、所謂「不本意非正規労働者」が一定数いると考えられることから、社会人採用枠を活用し、積極的に就職氷河期世代から常勤職員を採用すること。

(3) 自治体における会計年度任用職員等の不安定雇用の解消

- ① 会計年度任用職員などの賃金については、職務内容に応じ均衡・権衡をはかること。また、一時金は常勤職員と同月数を支給し、給与改定についても、常勤職員と同様に遡及改定を行うこと。
- ② 手当については、寒冷地手当など常勤職員に支給される手当を支給すること。
- ③ 常勤職員との権衡に基づき、各種休暇等の制度化、拡充すること。また、常勤職員に付与されている有給休暇については、会計年度任用職員も同様の取り扱いとすること。特に、病気休暇については、国が2025年4月から有給化となることから、有給休暇として措置すること。なお、日数については最低でも年10日とすること。
- ④ 自治体で働く会計年度任用職員などの雇用を継続すること。また、再度の任用回数に上限を設けないこと。
- ⑤ 本来、常勤職員が行うべき業務について、現在、会計年度任用職員が担っている場合は、常勤職員としての職の配置・増員と、現に業務を担っている会計年度任用職員を常勤職員に移行すること。
- ⑥ 会計年度任用職員は、フルタイムでの任用を基本とすること。少なくとも週所定35時間以上勤務の会計年度任用職員については、フルタイムに切り替えること。
- ⑦ 会計年度任用職員の処遇改善に必要となる財源確保に向けて、引き続き、国への働きかけを強めること。

2. 共生社会を目指し、人口減少社会に適応した地域づくりの推進

(1) 自治体における安定的な財源確保と人口減少社会に適応した地域づくりを目指して

- ① 2025年度政府予算の地方財政見通し(地方財政対策)については、自治体に配分する地方交付税が18兆9,574億円(前年度より2,904億円増)と7年連続のプラスが示されたうえ、

交付税や地方税といった自治体が自由に使える一般財源の総額も増額を見込み、また、臨時財政対策債は 2001 年度の制度創設以来、初めてゼロとなった。引き続き、地方自治体の安定的な財源確保に向けて国への働きかけを強めること。

- ② 道内の老年人口比率は、全国で 3 番目に高く、少子高齢化の進展に対応し、人口減に歯止めをかける必要がある。結婚・出産を増加させるため子育てしやすい社会、環境づくりが必須となる。医療・介護、教育など限られた財源制約等の条件のもと、多くの自治体は、人口減少に歯止めをかけ、出生数の改善を図ることにより、まさに活力を創出していくことを総合戦略の基本目標としているが、一自治体の取り組みでは当該基本戦略を達成することは極めて困難である。雇用環境の改善や新産業の創出、所得の向上、人口減少という課題は、国や道が積極的に施策を展開するよう、働きかけること。
- ③ カスタマー・ハラスメント道条例が、今年 4 月から施行される予定であるが、3 年を目途に国内の法制度の動向等を踏まえて必要な措置を講じるとされている。3/4 の公務職場においては、特定の住民からの迷惑行為が発生している実態が明らかになっている(2021 年自治労調査)。なかでも、公共交通や児童相談所、病院、生活保護、日本年金機構は 3 割以上が迷惑行為に対して「自分一人に対応」と回答しており、一人に対応せざるを得ない職場も多くみられることから、各自治体における迷惑行為防止の体制強化を図ること。
- ④ 「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策手引き」(北海道・2023 年 5 月改定)に基づき、市町村は地域の特性や実情を踏まえつつ、在宅の高齢者や障がい者など要配慮者に対し、平時から然るべき対応や、現時点で想定し得る応急救助の機能など必要に応じた措置を講ずること。

(2) 住民生活を支える地域公共交通の確保

急速な人口減少・高齢化をはじめ、バス運転手の人手不足等に伴い地域公共交通を取り巻く社会情勢は、今後さらに厳しくなっていくことが想定されることから、広域による地域公共交通計画の策定状況と盛り込まれた主な施策を踏まえ、地域事情に則した利用促進を図ること。同時に、道内にある複数の市町村では、地元企業との連携による地域公共デマンドバスの運行や、高齢者のための通院等の移動を確保するライドシェアの運行、近隣の総合病院のワゴン車を活用した公共ライドシェアの実証運行などの取り組みが行われている。これら実証結果を参考とし、公共交通で保証されている利用者の安全・安心を確保すること。

(3) 地域に根ざした学校教育と地域福祉の連携と充実

- ① 2024 年春、訪問介護サービスの基本報酬が引き下げられた。道内の訪問介護事業所は札幌市など都市部に集中しており、地方部の町村などでは訪問介護事業所が減少傾向にある。2024 年度上半期の訪問介護事業所の倒産は過去最多となり、地元には事業所がないと回答した町村もある。政府による介護、障がい者福祉事業所の全職員の処遇改善の取り組みは不十分であることから支援金を支給していくべきである。とりわけ、訪問介護の社会的意義は大きい。過疎地では、都市部のように 1 日で何軒も効率よく回れず、採算の取れない事業所も多い。必要な訪問介護サービスが受けられない「介護難民」が地方でこれまで以上に増加していくこととなれば、高齢者の方々が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるように取り組むことを目的とした、地域包括ケアシステムの深化・推進に逆行してしま

う恐れがある。地域間格差を解消し、介護業界全体を支えるためにも介護人材不足を含め地域事情の課題把握に取り組むこと。

- ② 各自治体が、2024 年を初年度とし 3 カ年計画として策定した「第 9 期介護保険事業計画」の推進にあたっては、道内各自治体による健康増進事業や認知症施策、介護資格取得にかかる費用助成、介護医療院の新たな開設、高齢者への配食サービスなど、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む事例なども踏まえ、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を精査したうえで、介護サービス基盤や介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策を実行すること。
- ③ 生活困窮者に対応した自立相談支援機関がアウトリーチ支援を行い、生活保護に至る前段階から生活困窮状態の早期自立を促すことにより、自治体が直営または委託する福祉事務所の負担軽減を図りつつ、支援が必要な本人の状態像に応じたきめ細やかな支援を実施すること。
- ④ 2024 年 12 月 23 日、少子化対策をめぐり、立憲・国民など野党 3 党が、公立の小中学校などの給食費を無償化するため、学校給食法の改正案を共同で衆議院に提出した。一方で私立の小中学校については、給食に関する実態把握が十分でないとして、当分の間、保護者負担とするとしている。道内自治体では、学校給食費のみならず、教材費や修学旅行費、子どもの医療費の外来助成、高校の通学費など、独自で負担する市町村もみられる。とりわけ、学校給食費の無償化が道内自治体では 5 割超や、子ども医療費の外来無償化が道内自治体では高校生までが 8 割超といった現状も踏まえて、地域や家庭の実情に見合った支援体制を強化すること。
- ⑤ 文科省は、児童生徒の問題行動や不登校などの実態を調査した「令和 5 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」を 2024 年 10 月 31 日に公開し、病気や経済的理由を除き心理・社会的な要因などで小中学校に年 30 日以上登校しない不登校児童生徒数は過去最多の 34 万 6,482 人となった（前年度から 15.9%増）。不登校児童生徒数の増加は 11 年連続となる。また、文科省は、来年度予算概算要求のひとつとして「中学校に不登校やいじめに対応する教員を 1,380 人配置」を加えた。さらに、文科省は 2024 年 8 月 29 日、「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」と題した文書を都道府県等に通知するとともに、自宅など学校外での学習が成績に反映されるよう省令改正した。どのような事情があっても、児童生徒が不登校等により、学力が追いつかず進学等の夢が絶たれるなど将来の選択の芽をつぶさないよう、不登校児童生徒を対象に学校外でも定期テスト等が受けられ成績に反映するよう ICT 教育等を含め不登校対策に向けた環境整備の拡充を図ること。
- ⑥ 各自治体は、低所得の高齢者や経済的弱者等に対し、原油価格高騰による負担増を踏まえた「福祉灯油」支給額を全道一律（交付基準額の統一）で財政支援するとともに、道に対して、除雪・ツルツル路面对策として、市町村への財政支援を拡充するよう求めること。

(4) 北海道の資源を活かしたエネルギー・環境政策の推進

道内の発電電力量のうち、太陽光や風力、水力など再エネの占める比率は 2023 年度に 4 割超（水力 15.4%、太陽光 10.3%、風力 7.9%、バイオマス 6.6%、地熱 0.3%）に上り、政府の「第 7 次エネルギー基本計画」原案（2024 年 12 月 27 日パブコメ開始）にある、2040 年度の再エネの比率目標の「4～5 割程度」はすでに達成している状況にある。今後は、2025

年 4 月にはラピダス株式会社の試作ラインが稼働、2027 年に量産開始が予定されている。また、ソフトバンク株式会社は苫小牧市でのデータセンターの建設計画を 2023 年 11 月に公表し、道内の再エネを 100%利用し 2026 年度開業する予定となっている。さらに、道内ではラピダス進出をきっかけとして、北海道と本州と結ぶ海底直流送電の開発など 2030 年度を目指して大型プロジェクトが動き出すこととなる。これらの動きを踏まえたうえで、電力需要の増加に向け、再エネ事業に対する地域との合意形成や地域との共生のあり方など確立すべきであり、道内各市町村の調整が不可欠となることから、道内の中長期的な開発計画を国や道に示すよう求めること。

以 上